

平成 22 年度第 1 回大垣市自転車等駐車対策協議会 会議録

日 時：平成 23 年 1 月 27 日（木）午前 10 時 00 分から午前 11 時 12 分	
場 所：大垣市役所 2 階 第 1 会議室	
議 題：自転車等放置禁止区域及び自転車等放置整理区域の指定について	
出席者（敬称略）	
（委員）森 誠一＜会長＞ 若山 昭彦、水谷 雅孝、小久保 将寿、後藤 文夫、大橋 庄一郎、 山岡 泰利、服部 昭彦、山崎 幸輝、菱田 耕吉、加藤 賢治、 竹中 昌子、後藤 容子、中谷 功、高木 勝文、鷺野 恵一 【計 16 名】	
（市及び事務局） 上田 静夫（生活環境部長）、川瀬 修平（生活安全課長） 原 哲也（生活安全課参事）、加藤 誠（商工観光課長） 酒井 敏政（管理課長補佐）、中川 真澄（生活安全課長補佐） 鈴木 浩成（生活安全課長補佐）、横山 亮（生活安全課） 高田 雅章（生活安全課） 【計 9 名】	
欠席者：なし	
傍聴者：1 名	
報 道：2 名	
事務局	開会にあたって（会長へ議事進行をお願いするまでの間、議事進行）
事務局	< 開会の挨拶 >（略）
大垣市長	<p>本日は、大変お忙しいところ、第 1 回大垣市自転車等駐車対策協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。日頃、皆さま方には、本市の交通行政をはじめ、市政全般にわたりお力添えをいただきまして、厚くお礼申し上げます。</p> <p>また、皆さま方には、自転車等駐車対策協議会の委員にご就任いただき、これから 2 年間大変お世話になりますが、お力添えを賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>本市といたしましては、平成 22 年 12 月 17 日に「大垣市自転車等駐車場条例」及び「大垣市自転車等の放置の防止に関する条例」を公布し、平成 23 年 5 月 1 日から大垣駅周辺の自転車駐車場を有人・有料制での管理運営とし、あわせて、路上の放置自転車対策にも取り組み、大垣駅周辺の安全な交通環境や都市景観の向上を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>この協議会は、その条例に基づいて設置をさせていただいたもので、自転車放置の禁止区域や整理区域の指定など、自転車の駐車対策に関する重要事項について、審議をお願いするものでございます。</p>

	委員の皆さまには、慎重なる審議、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。
事務局	<p>議 事</p> <p>会長及び会長代理の選出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長は互選により森委員、</li> <li>会長代理は会長指名により大橋委員を選出</li> <li>・会長、会長代理就任あいさつ</li> </ul> <p>&lt; 議事進行については、大垣市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則第12条第2項の規定により、会長が会務を総理することとなっているため、以降の議事は会長が執り行う。 &gt;</p>
会長	<p>傍聴者の報告（1名）、協議会の傍聴確認</p> <p>傍聴者入室の許可</p> <p>会議録署名者に、山岡委員を指名。</p> <p>事務局に対し、協議会開催に至るまでの経緯と大垣駅周辺における自転車対策の現状について、説明を依頼。</p>
事務局	<p>大垣駅周辺における自転車対策について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考資料 1</span></p> <p>に基づき説明（略）</p>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただいま事務局から、「大垣駅周辺における自転車対策について」の説明がございましたが、前半と後半に分けて質問をいただきたいと思います。前半1ページから8ページまでの「大垣駅周辺における自転車対策の現状について」及び「大垣駅周辺における自転車対策の方針について」の中で、自転車の放置や盗難率が高いなどの説明がありましたが、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いします。</li> </ul> <p>（委員からの発言なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9ページ以降の「大垣市自転車等駐車場条例の制定について」及び14ページ以降の「大垣市自転車等の放置の防止に関する条例の制定について」の中で、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いします。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路上の放置自転車の警告や撤去などの管理は、市の職員が行うのですか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・囑託職員や委託で行いたいと考えています。</li> </ul>

会長	・現状の整理などは、市で行っているのですか。
事務局	・現状は、シルバー人材センターに委託をして自転車の整理などを行っています。
会長	・今、委員が発言されたのは、今後の管理という事ですね。
委員	・名古屋市では専門の機関が行っています。おそらく、市やシルバー人材センターでは対応しきれないと思います。名古屋市の場合、専門会社に委託し、全ての業務を行わせています。その辺をご検討願えたらどうでしょうか。
事務局	・自転車駐車場内の管理につきましては、委託を考えております。放置してある自転車を集めたりする事も委託を考えておりますが、現在検討中で、囑託職員が行うよう考えております。
委員	・放置自転車ですが、高齢者の方で乳母車を押していく代わりに、自転車を補助用具として利用している方がかなりみえます。自転車が無くなると、移動や行動ができない方がかなりみえますので、その方には特別な有料のシールを自転車に貼って、どこに置いても認めるような特別なルールを考えてもらいたい。やはり身障者対策として、このような事を考えていただくのも必要な事だと思います。取り締まるばかりではなく、温かい目で大垣市は特別な事を行っている、全国に普及するくらいの発信をしていただけたらいいと思います。
会長	・今のご意見いかがでしょうか。
事務局	・高齢の方や身障の方も、自転車を利用されておりますので、自転車駐車場では、そのような方には、特に止めやすい場所を確保いたしまして、そちらの方にご案内することを考えておりますので、よろしく申し上げます。
委員	・市では年4回、長期放置自転車の撤去をしているとの事ですが、年4回行うことで、どのくらいの経費負担が市にかかっていますか。市の職員だけでの撤去で経費はかかっていないという事でよろしいでしょうか。
事務局	・現在の年4回の放置自転車の撤去は、市の職員を中心に行っており、ほとんど経費はかかっておらず、トラックの借上げ代だけです。

委員	・自動車の経費など言われましたが、現在取りにこない自転車を自転車屋で安く売っていますが、その売り上げで賄えているのではないですか。
委員	・その後の放置自転車は管理するという事ですが、現状は、管理して返却できなければ売却という事を聞きますが、そういう事ですか。
事務局	・防犯登録ができる方や自転車を整理できる方など、いろいろな条件があるのですが、そのような条件の中で公売をしております。
委員	・その収入は市に入りますね。その額は、どれくらいあるのですか。
事務局	・5～6万円ほどです。
委員	・それは、指定業者しか買えないという事ですか。
委員	・指名入札と決まっているのですよね。それは安くなりますね。
委員	・その事に関連した形かもしれませんが、17ページの「8.費用の徴収について」の中で、保管所に一時保管する場合、自転車は1,000円、原付は2,000円とあり、割田の保管所に持っていく場合は無料とありましたが、その差はどのような事ですか。
事務局	・基本的には、現在駅北側の水門川以東の自転車駐車を保管する場所に予定しております。そこは、5月1日以降しか工事ができませんので、概ね3か月間で工事を行い、保管所とします。その工事期間、放置自転車は割田保管所に置きますが、大垣駅から遠いため、割田に保管する期間は無料で保管します。しかし、工事が終わった後は、駅北側の保管所に置きますので、近くなります。それを無料にしますと、放置しておけばそこに保管しておいてくれる事になりますので、そこで1,000円徴収させていただくという事です。割田に保管するのは、一時的なものです。
委員	・自転車等駐車場条例の制定が、今年の12月議会で通り、制定されたということですが、市民への広報は、まだ広報おおがきや市ホームページで出ていないと思いますが、これから広報されるのですか。
事務局	・放置禁止区域と放置整理区域は、この協議会へ諮問して、答申を行い決定していく事になっております。この内容が決まってから市民の皆さんに広報していく考えで、議事の終了後、その内容をご説明する予定です。

委員	・まだ、発表する段階ではないという事でよろしいですか。
事務局	・条例としては制定しております。
委員	・条例を制定したということは、市民に広報をしなければなりませんよね。
事務局	・区域は、この協議会で意見を聴いた上で決めた後、周知するという順番です。区域を決めてもいいですよという条例は制定しましたが、どの区域にするかは、本日の協議会で意見を聴いた上で決めるという事です。
委員	・区域を決定してから、市民に広報するという事ですね、わかりました。
会長	・この会議としては、区域を事務局案として出されて、それについて皆さま方のご意見をいただきたく、また、その区域も2段階あるという内容でご審議いただきます。今お話いただいたのは、大垣市の自転車に関する現状という事と、条例についてこのように決まりましたという内容をご説明いただいて、それについて、ご質問をしていただければと思います。また、先ほど放置された自転車を売って、経費の当てにすれば、という意見もいただきました。その辺の模索というものも、行政として、今後はあってもいいものなのですか。
事務局	・先ほどお話ししましたように、現状で引き取りにみえない自転車は保管しておりまして、所有者がわからない場合は公売をします。ただ、公売といいましても、実際に市で修理を行い、販売したらという意見もあるかもしれませんが、安全性から、市ではそのような行為は行うべきではないと考えています。自転車修理業者や販売店の方に買っていただいて、そこで修理し、安全確認を行い、販売していただくシステムとしています。それ以外の自転車は、粗大ゴミ処理センターで処分しております。今後につきましても、放置自転車は数にもよりますが、減ると思われれます。本来は、個人の物ですから引き取りに来ていただき返還するものです。
委員	・放置自転車は、大学生が使わなくなり、邪魔になるから駐輪場に置いて行く事がいちばん多い。また、別の場所から借りてきて、駐輪場に置いておく事も多い。実際、卒業の時期は、放置自転車の数が一番多くなっていますが、今度は有料になりますから少なくなりますね。
委員	・今、放置自転車の問題が出ましたが、盗難の自転車の処置はどのようにされてみえますか。例えば、自転車を盗まれた持ち主が警察に届け、実際に返還される率はどれくらいありますか。

事務局	・盗難車であるのかを警察に照会して、盗難車であれば、警察で管理してもらいますが、その返還率は警察でないとわかりません。
委員	・盗まれた物は仕方ないと、新しい自転車を購入する親が多いので、そのままになってしまいます。もったいない話です。
委員	・5～6年前までは、私どもが家の前に置いてある自転車を知らせてあげると、必ず菓子箱を持って丁寧にあいさつして引き取りにみえました。今は新しい自転車を買ってしまったので、親子で持って帰るか迷ってみえます。このような時代になってしまうと本当に困ります。しかし、今度有料にされることで、ほとんど盗難がなくなり、刑法犯も大きく減ると思われまます。ここに20%とありますが、刑法犯の中で盗難自転車は20%以上だと思えます。
会長	・3ページに書いてあります、無料施設の11.4%の返還率は、今話されたことと関係していますよね。
委員	・自転車を定期的に預けられる方は、定期を申し込んだ時に場所の指定はありますか。そのような事から確認していけば、盗難の自転車を預けていった事がわかると思えますので。
事務局	・定期利用の方は、個別に指定することはせず、ブロック別で指定する予定です。
委員	・定期の人は、その枠に入れてくださいということですね。
事務局	・そうです。事前に住所や氏名などを登録していただき、決められたゾーンに止めていただきます。
委員	・今の事に関連で、高校生は、通学でこれからも有料駐輪場を利用すると思います。この定期については、これから詳細は決められると思いますが、一般と学生の見分け方は、何か券を発行されるのですか。
事務局	・定期の利用につきましては、券売機で定期を自動更新する場合、定期券に貼ってもらう定期券シールと自転車に定期利用シールを貼り付けていただく、この2点で対応していきたいと考えています。
委員	・学校側から何か証明をするようなものは、特に必要ありませんか。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付の際に、学生であるという証明は、学生証や生徒手帳などを考えております。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのほか、この件に関しまして、よろしいでしょうか。        基本的に有料化といいますか、自転車等駐車場条例に関しましては、皆さま方からご支援いただく事になると思います。ただ、先ほども言われましたように、周知をしっかりとさせていただき事と同時に、有料化するメリットが、今日お話しいただいたように、歩行者も含めた安全安心、あるいは有料化によって盗難等も防げるというような流れを、是非周知していただければと思います。        それでは、次に、第1号議案「自転車等放置禁止区域及び自転車等放置整理区域の指定について」の説明を、事務局からお願いいたします。</li> </ul>
事務局	<p>第1号議案 「自転車等放置禁止区域及び自転車等放置整理区域の指定について」</p> <p>資料説明 議案資料：平成22年度第1回大垣市自転車等駐車対策協議会議案        参考資料 2：自転車等放置禁止区域及び自転車等放置整理区域の指定に関する補足資料</p>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ありがとうございます。本協議会は、区域が適切かどうか、また、これについて皆さま方のご意見をいただきたいと思います。放置整理区域は2時間経過後に移動する区域、東海4県では、岐阜市と静岡市のみということです。それから、指定範囲については、ご説明いただいたように、必要に応じて当協議会で区域を変更することも可であるということです。いかがでしょうか。ご意見、ご質問いただければと思います。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この整理区域、黄色で示されているところは、駅前商店街と高屋町1丁目自治会が含まれていると思います。どこのお店屋さんにも、自転車の2台や3台はあると思います。そういう自転車を自分の店の中に置いておけるほどの余裕のあるお店は、ほとんど無いと思います。そのようなことで、今までの経験ですと、自分の店の自転車は、自分の店の前に置いているのが現実でございます。そういう意味で、これから2時間経つと指導される方がおみえになる、その事を我々商店街として、また自治会としても、どのように配慮していただけるのか。お買い物にみえる方々は、2時間もあれば、ほとんどの方は移動されると思いますが、我々住んでいる者に関しては、調べに来た時に少し移動する事ができるかもしれませんが、そこのご配慮は考えられてみえるのか、市の方でご答弁お願いします。</li> </ul>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今の意見は、本当に貴重なものです。先ほどの身障者のラベルと同様、地域商店街の自転車という特別許可の制度を作らないといけないと思います。街の中は狭いです。自転車を店の中に置いておくという事は難しいです。表に置いておきたいが、表に置いておくと2時間経つと移動されてしまうとなると、遠くに置いてこなくてはいけなくなり、利用価値がなくなります。駐輪場まで取りに行くことは、実際問題として不可能なため、特別なルールでシールを貼るなどして、申請に1,000円か2,000円払ってもいいので、シールを貼れば、その自転車はそこに置いていいという制度を大垣市は作って欲しいと思います。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのあたりはいかがでしょうか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用上につきましては、今後詳しい事は詰めていきたいと思いますが、そもそも放置自転車というのは、所有者が近辺にいない自転車ですので、例えば、何かどかしたい時にすぐに来られて、すぐに所有者がわかるのは放置自転車ではございません。その辺の事もありますが、実際細かい運用につきましては、今後詰めていきたいと思います。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぜひご配慮をお願いします。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。今話された利用者の立場、あるいは利用される方々がどのような方かで、少し多様な対応をしていただきたい報告をいただきました。なお、範囲については、この案でよろしいでしょうか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・範囲は仕方ないでしょうね。一度この案で進めていただいて、都合の悪い事が出てきたら、次の時に改正できますから。範囲は妥当だと思います。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状において放置されている最小限の範囲をスタートとすることで、この区域にさせていただいたのですが、実際に実施してみたらいろいろな事があると思います。その時は、再度見直す事も必要になってくると思っております。とりあえずは、皆様のご意見をお聴きする中で、必要最小限、なおかつ、このような区域を作ることによって機能が発揮できる、その両面からの考えでスタートさせたいと考えております。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どこかで線引きをしなくてはいけないから。おそらく、境界から少し出たところは、自転車が置かれる恐れもありますが、それはそれだけ、関心を持ってもらっているということにもなります。実際そのような問題も起きるとは思いますが。</li> </ul>



委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の運用を見てみるということで、この案でいいのではないかと思います。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域を変更することがあれば、当協議会を開くということなので、今回はこの原案を適当と思います。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR東海ですけれども、鉄道事業者は私しか出ていないのですが、通常放置禁止区域に指定すると、私有地といわれる場所は指定できないということになります。条例の中に公共の場ということで駅前広場という記載があり、今回駅前のJRの用地も含めて一部分放置禁止区域に指定していただける案で、私は非常に良い提案だと考えています。名古屋では、駅前のJR用地は民地であるがために放置禁止区域外となり、逆に駅前に自転車を止められるという事例もありました。このようなケースを防ぐためにも、また鉄道をご利用されるお客様が、スムーズに安全に使って頂けるようにするためにも、駅前の当社用地も含めて放置禁止区域に指定して頂くことが必要と考えていますので、今回指定して頂いたことは、非常にありがたいと思っています。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よろしいでしょうか。 特にその他ご発言ありませんので、この原案を適当と認めることにご異議ございませんでしょうか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議なし</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ありがとうございました。それでは、この原案を「適当と認める」といたします。 ただいま、ご審議いただきました議案につきましては、後日、事務局を通じて、市長さんに原案は適当と認める旨を答申させていただきます。慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。 なお、本日の会議における会議録は、市のホームページ等で公開いたしますので、ご承知おきください。 本日の議案は、以上でございますが、その他といたしまして、事務局から報告事項があるということですので、よろしく申し上げます。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放置禁止区域、放置整理区域につきましては、協議会で「良」とお認めいただきましたので、5月1日から実施できますよう準備を進めていきたいと思っております。先ほども前段の部分でいろいろなご意見をいただきましたが、十分な周知をしていきたいということで、3月・4月の広報おおがきの紙面をもちまして、放置禁止区域や自転車駐車場の有料化の記事を</li> </ul>

<p>事務局</p> <p>会長</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>掲載していきます。3月15日号では、広報に折込チラシとして全戸配布します。3月・4月の広報のほか、いろいろな方法で、皆様に周知していきたいと考えております。</p> <p>また、高校につきましては、市外の生徒さんもみえますので、皆さんに同じチラシを配っていただけるように準備しますので、ご協力よろしく願いします。</p> <p>資料 3、資料 4は、条例と規則の本文でございます。運用に当たって何かございましたら、その内容を確認し、参考にさせていただきたいということで付けてございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>・ありがとうございます。今、事務局から報告いただきましたけれども、何かご質問ございませんでしょうか。</p> <p>・今後の協議会のスケジュールはどうなりますか。今日で終わりですか。</p> <p>・今回、指定区域について、ご審議いただきましたが、また何か問題が出てこればという事になると思います。次に考えられるのは、この区域でいろいろな問題が生じた時には、再度お集まりいただきまして、ご協議いただくということでございます。その他の事案が出てきた場合は、協議会の事案であれば開催いたします。</p> <p>・実施してから半年程度で、ご報告はお願いできますか。</p> <p>・承知しました。</p> <p>&lt; 議案終了報告 &gt;</p> <p>&lt; 閉会あいさつ &gt;</p> <p style="text-align: right;">( 終了時刻 午前 11 時 12 分 )</p>
<p>配布資料 一覧</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度第1回大垣市自転車等駐車対策協議会議案</li> <li>・大垣駅周辺における自転車対策について・・・・・・・・・・参考資料 1</li> <li>・自転車等放置禁止区域及び自転車等放置整理区域の指定 に関する補足資料・・・・・・・・・・参考資料 2</li> <li>・大垣市自転車等の放置の防止に関する条例・・・・・・・・・・参考資料 3</li> <li>・大垣市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則・・・・・・・・参考資料 4</li> </ul>